

習志野市次期基本構想・基本計画策定本部設置要綱

（設置）

第1条 本市の次期基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、次期習志野市基本構想・基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

（策定本部）

第2条 策定本部は別表に定める者をもって組織する。

2 策定本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は市長、副本部長は副市長、教育長並びに企業管理者とし、事務局長は長期計画担当部長とする。

4 本部長は策定本部を代表し、会務を総理する。

5 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（策定本部の任務等）

第3条 策定本部は必要の都度、本部長が招集する。

2 策定本部は基本構想等の策定に関し調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって基本構想等の素案を作成する。

（計画の総合調整）

第4条 基本構想等の策定に関する総合的な調整は、長期計画担当課で行う。

（資料の提出等）

第5条 本部長は、関係部課等に資料提出及び会議出席をさせることができる。

2 前項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

（下部組織）

第6条 本部長は、必要に応じて、策定本部の下に下部組織を設置することができる。

（事務局）

第7条 策定本部の事務は、長期計画担当課において処理する。

（策定本部の解散）

第8条 策定本部は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

別 表（第2条関係）

習志野市基本構想・基本計画策定本部

(本部長)	1	市長
(副本部長)	2	副市長
	3	教育長
	4	企業管理者
(事務局長)	5	企画政策部長
	6	会計管理者
	7	消防長
	8	総務部長
	9	財政部長
	10	環境部長
	11	市民経済部長
	12	保健福祉部長
	13	都市整備部長
	14	こども部長
	15	学校教育部長
	16	生涯学習部長
	17	企業局業務部長
	18	企業局工務部長
	19	資産管理室長
	20	議会事務局長
	21	選挙管理委員会事務局長
	22	監査委員事務局長
	23	農業委員会事務局長
	24	危機管理監